表四三の項及び四四の項を次のように改める。

四三	削除
四四	削除

表四六の項を次のように改める。

四六	削除

二十五　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

二十六　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第一項の表六の項を次のように改める。

六	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第一項の表一八の項及び一九の項を次のように改める。

一八	削除
一九	削除

第一項の表四一の項を次のように改める。

四一	削除

第一項の表五四の項及び五五の項を次のように改める。

五四	削除
五五	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

六一	削除

第一項の表六三の項を次のように改める。

六三	削除

第一項の表七〇の項を次のように改める。

七〇	削除

第一項の表七二の項を次のように改める。

七二	削除

第一項の表七八の項を次のように改める。

七八	削除

第一項の表八七の項を次のように改める。

八七	削除

二十七　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第一項の表四九の項を次のように改める。

四九	削除

第一項の表七〇の項を次のように改める。

七〇	削除

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

二十八　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項及び六の項を次のように改める。

五	削除
六	削除

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第一項の表三五の項を次のように改める。

三五	削除

第一項の表四一の項を次のように改める。

四一	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

五一	削除